

○産業医科大学における科学研究費助成事業の応募資格等に関する取扱い

- 1 この要項は、産業医科大学(以下「本学」という。)における科学研究費助成事業の応募資格に関し、必要な事項を定める。
- 2 この要項において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
 - ① 「科研費」とは、科学研究費助成事業の研究種目のうち、奨励研究及び研究成果公開促進費を除く研究種目をいう。
 - ② 「常勤の教員」とは、教授、准教授、講師、助教（有期助教を含む。）をいう。
 - ③ 「常勤の医師等」とは、医学部等において教員以外で医師の資格を持つ者（診療助教、後期修練医、産業医学基礎研究医員等）をいう。
 - ④ 「名誉教授」とは、本学の名誉教授の称号を受けた者をいう。
 - ⑤ 「雇用関係のない者」とは、日本学術振興会特別研究員（SPD、PD 及び RPD をいう。以下同じ。）を除く本学と雇用関係のない者で、研究者として講座等に受入れを許可されたものをいう。
 - ⑥ 「受入研究者」とは、雇用関係のない者について、科研費の応募並びに採択後の研究遂行に関する管理及び監督の責任を負う常勤の研究者（該当講座の教授等）をいう。
- 3 本学において、科研費に応募することができる者は、次に掲げる者で、科研費の公募要領が定める応募資格要件（下記、参考）を満たす者とする。
 - ① 学長、副学長
 - ② 常勤の教員及び常勤の医師、特別教授、特別講師、嘱託講師、医療技術職、看護職等
 - ③ 寄附講座の教員及び特任教員
 - ④ 名誉教授
 - ⑤ 日本学術振興会特別研究員
 - ⑥ 雇用関係のない者
- 4 上記、当該応募資格要件のうち、本学において満たさなければならないとする要件は、次のとおりとする。
 - ① 寄附講座の教員及び特任教員である場合は、雇入れ経費であるその他の特定の研究経費等に関する規定において、科研費への応募が認められていること。
 - ② 日本学術振興会特別研究員である場合は、本学を研究従事機関として独立行政法人日本学術振興会に届け出ていること。
 - ③ 本学と雇用関係のない者とは、非常勤講師、非常勤医師、非常勤助教、訪問研究員、臨床教授、臨地教授、産業衛生教授、臨床准教授、臨地准教授、産業衛生准教授をいい、次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 大学院生等の学生ではないこと（ただし、本学において研究活動を行うことを本務とする職に就いている（社会人の身分を有する）社会人大学院生）は認める。）。
- イ 雇用元の機関（日本国内の機関に限る。以下同じ。）から本学において研究を行うことの許可を書面で得ること（研究者承認書の提出）ができる者。ただし、雇用元の機関がない者は、この限りでない。

④ 医療技術職員及び看護職員である場合は、以下のすべての要件を確認及び誓約し、所属部長の「審査及び承認を事前に得た上で、病院長へ提出するものとする。

- ア 科研費の研究課題に関する研究活動を自らが主体的に行うこと。
- イ 科研費の研究活動が本来の業務（検査、看護業務等）に支障を来さないこと。
- ウ 研究計画遂行上、必要な環境（研究場所、科研費で購入した備品等を管理する場所等）を本学内に確保することについて所属長が認めていること。
- エ 研究計画遂行上、経理処理手続きやその他の事務処理等に必要な環境が整っていること。
- オ 科研費の研究活動を産業医科大学の活動として行うこと。

⑤ この要項以外に、学長が、科研費の公募要領の趣旨を踏まえ特別に必要と認める者については、これを許可する。

5 科研費が採択された者は、職種等に変更等が生じた場合、本学において引き続き当該科研費の研究活動を行うためには、変更後の職種等に応じた応募資格要件を満たしていなければならない。

6 科研費の研究活動を行う者は、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- ① 科研費の公募要領、産業医科大学研究不正行為等防止に関する規程、学校法人産業医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程、その他の学内規則に定める事項を遵守すること。
- ② 国による研究費の提供を行う府省、機関等が定める補助条件、交付条件、使用ルール等を遵守すること。
- ③ 府省共通研究開発管理システムに登録している情報に変更の必要が生じた場合は、速やかに所要の手続を行うこと。
- ④ 本学の研究活動として広く社会に利益をもたらすため、誠実に研究を遂行すること。

7 本学において、奨励研究への応募については、以下のとおりの取り扱いとする。

- ① 奨励研究への応募資格を有する者とは、本学の教職員等であって、他の科研費への応募資格を持たない者。
- ② 奨励研究への応募については、公募等の諸手続き・管理に定めるとおり、所属研究機関を通さずに個人で行う。
- ③ 通帳の個人管理における当該経費の執行については、独立行政法人日本学術振興会が

定める補助条件、使用ルール等を遵守すること。

- 8 本学において、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録については、上記の科学研究費助成事業の応募資格を有する者とする。

改訂日：2023.10.26 研究支援課

（参考）

科研費の応募要件

- ① 応募時点において、所属する研究機関から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと